

松阪市重度心身障がい者タクシー乗車券をご利用になる方へ

利 用 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

乗車券の種類 500円（50枚）・100円（50枚）

《利用するときの注意事項》

- ・この乗車券を利用できるのは、表紙に記載されている方に限ります。
- ・この乗車券は、松阪市が指定する協力事業者のタクシーに乗車するときに利用できます。乗車券表紙裏面をご確認ください。
- ・この乗車券を利用するときは、必ず障害者手帳をタクシー乗務員に提示し、乗車券は切り離さずに、利用する乗車券の種類と枚数を乗務員に伝えてお渡しください。
- ・この乗車券は 1乗車につき何枚でもご利用いただけますが、タクシー料金を上回る利用はできません。

（例） 乗車料金が780円のとき

500円券×1枚+100円券×2枚まで利用できます。

- ・自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方はこの乗車券を利用することはできません。
- ・この乗車券は再発行しません。

※次のいずれかに該当したときは、乗車券を障がい福祉課又は各地域振興局地域住民課までお返してください。

- ①市外へ転出したとき
- ②障害の程度が該当しなくなったとき
- ③自動車税又は軽自動車税の減免を受けるようになったとき
- ④松阪市重度障がい者自動車燃料費助成給油券又は松阪市重度身体障がい者福祉タクシー乗車券の交付を受けたとき
- ⑤特別障害者手当等の手当を受けるようになったとき
- ⑥死亡したとき

— お問い合わせ —

松阪市役所	障がい福祉課	TEL：53-4082	
各地域振興局	嬉野	TEL：48-3809	三雲 TEL：56-7910
	飯南	TEL：32-2922	飯高 TEL：46-7112

